

# News Release

平成23年1月6日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 7件  
(うち迅速継ぎ手(都市ガス用)1件、  
開放式ガス温風暖房機(LPガス用)1件、ガスこんろ(都市ガス用)3件、  
密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)1件、  
石油ふろがま(薪兼用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち除湿機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 15件  
(うち液晶テレビ1件、生ごみ処理機1件、エアコン(室外機)2件、  
電気洗濯乾燥機1件、ユニット浴室1件、  
乳幼児用リクライニング椅子1件、美顔器1件、エアコン1件、靴1件、  
脚立(はしご兼用)1件、電気毛布1件、電動車いす(ハンドル形)2件、  
電気冷蔵庫1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件 1件  
(うちIH調理器1件)

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進

展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 電動車いす（ハンドル形）の事故について（管理番号A201000807、A201000808）

#### ① 事故の概要

電動車いす（ハンドル形）の重大製品事故が、重大製品事故報告・公表制度を平成19年5月に施行後、現在まで43件報告されており、そのうち乗車中の転落等による事故が38件（死亡23件、重傷15件）発生しています。（他火災5件）（消費者庁発足以降では今回公表の2件を含み転落等11件（他火災2件））。

これらの事故の多くは、乗車中の転落、転倒、衝突によるものであり、使用者が死亡・重傷に至る割合も高くなっています。

事故の原因としては使用者の運転ミスが最も多く、事故を防ぐためには、使用者が乗車時及び点検時に注意すべき事項について、正しく理解し、安全に使用することが大切です。

#### ② 業界及び事業者の対応

製造事業者等11社が加盟する電動車いす安全普及協会では、使用者が乗車時及び点検時に注意すべき事項について、ホームページ上で紹介するなど様々な取り組みを行っています。

（電動車いす安全普及協会）

ホームページ：<http://www.den-ankyo.org/index.html>

#### ③ 行政の対応

電動車いす（ハンドル形）については、安全性及び利便性を高め、操作ミスを起こしにくくするため、JIS規格が改正され、手押し走行装置及び小回り性に関する規定等が追加されました（平成21年12月21日制定）。

消費者庁では、事故防止の観点から、平成22年9月8日に、電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起のプレスリリースを行うとともに、使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局等に対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう通知しています。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、平成22年7月22日に、「ハンドル形電動車いすによる事故の防止について」として事故防止のための注意喚起のプレスリリースを行っています。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による注意喚起）

ホームページ：<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs100722.html>

ミニポスター：<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0330.pdf>

この他にも、転倒や事故につながる誤った操作の再現動画が見られます。

#### ④ 消費者への注意喚起

消費者の皆様においては、電動車いす（ハンドル形）を使用する際の、事故を防止するために、以下の点に御注意ください。

##### ● 講習会について

- ・ 運転に慣れるため、製造事業者等が行う運転講習会に参加してください。
- ・ 新しい電動車いすに乗り換える、買い替える際も、必ず乗り方の指導を個別に受けてください。

●点検について

- ・取扱説明書に従って運転前には日常点検をしてください。
- ・バッテリーの残量を確認してください。

●運転時について

- ・道路の端には寄り過ぎないでください。
- ・クラッチを切って坂道を下らないでください。
- ・砂利道、滑りやすい場所、舗装されていない道では乗らないでください。
- ・踏切内では、脱輪しないように注意してください。

(本発表資料の問い合わせ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：中嶋、服部、榎本  
電話：03-3507-9204 (直通)

(事故情報対応チーム) 担当：金児、滝  
電話：03-3507-9146 (直通)

(電動車いす (ハンドル形) の事故の発表資料に関する問い合わせ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、吉津、野中 電話：03-3501-1707 (直通)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201000802	平成22年11月19日	平成22年12月28日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、信号で止まった際、転倒し、負傷した。事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、12月28日
A201000805	平成22年12月22日	平成22年12月28日	脚立(はしご兼用)	重傷1名	当該製品を脚立状態で使用中、転落し、負傷した。事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	
A201000806	平成22年12月20日	平成22年12月28日	電気毛布	火災	就寝中、発煙に気付き確認したところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A201000807	平成22年12月17日	平成22年12月28日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代男性)及び当該製品が道路から転落した状態で発見され、使用者は病院に搬送されたがまもなく死亡した。現在、原因を調査中。	長崎県	
A201000808	平成22年12月20日	平成22年12月28日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	左カーブの急な下り坂で、当該製品の下敷きになっている使用者(80歳代男性)が発見され、病院に搬送されたが翌日死亡した。現在、原因を調査中。	熊本県	
A201000809	平成22年12月16日	平成23年1月4日	エアコン(室外機)	火災	発煙が生じたため確認すると、当該製品の一部及び周辺が焼損していた。施工状況も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201000810	平成22年12月23日	平成23年1月4日	電気冷蔵庫	火災	当該製品の背面部から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。小動物の咬害による出火の可能性も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から15年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201000803	平成22年12月24日	平成22年12月28日	IH調理器	火災	当該製品で揚げ物を調理中、その場を離れていたところ、異音とともにフライパンから出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。IH用の鍋を使用せずに少ない油で調理をして、その場を離れていたこと等が原因と考えられる。	東京都	